

# 2017 司法書士全国総合模試②

## 記述式(商業登記)

### 採点講評

#### 第1 株式・資本区に関する登記

##### 1 募集株式の発行

###### (1) 優先株式の発行（消極）

同じ日に2回の募集事項の決定がされている事案でした。最初の募集は優先株式を募集株式とするものでしたが、申請会社は優先株式について要綱を定め、具体的な優先配当額は株主総会で定める旨を登記していたにもかかわらず、その内容の決定がなされていないため、登記することはできないと判断すべきものでした。今回、この優先株式の発行による変更の登記が、ほとんどの答案で解答されてしまいました。定款で種類株式の内容の要綱を定めた場合、発行する時までに、当該種類株式の具体的な内容を決定しなければならず（会社法108条3項）、決定したならば、当該内容とする発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の登記を申請しなければならない（平18.3.31民商782）ことを、この機会に押さえておきましょう。また、要綱を定めた場合にはどのような登記がされていることになるかを意識してください。今回、みなさんが優先株式の発行による変更の登記を誤って解答してしまった原因は、内容が未決定でも発行できると積極的に判断されたことではなく、内容が未決定である点に注意を払わなかったことではないかと推察されます。本問は非取締役会設置会社の事案でしたが、取締役会設置会社にあつては、具体的な内容の決定機関を取締役会とすることも可能なので、たとえば「優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち1株につき年300円を限度として優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。」といった文言が登記されていることがあり得ます（平18.4.26民商1110「会社法の施行に伴う商業登記記録例について（依命通知）」）。この場合、取締役会の決議でその内容をたとえば「優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち1株につき年300円の剰余金の配当を受けるものとする。」（同じく登記記録例から）といった調子で具体的に決定しなければ、優先株式の発行はできません。

###### (2) 取得請求権付株式の発行（積極）

こちらの募集事項では、金銭以外の財産の出資（現物出資）を受けることが決定されていましたが、現物出資に関連する添付書面のミスが目立ちました。まず現物出資財産の給付があったことを証する書面の添付が散見されました。このような書面は、株式会社に対し、出資として金銭以外の財産が給付される場合（設立、新株予約権の発行）全てにつき不要なので気を付けてください。（なお、設立の登記の申請に際して

は、設立時取締役等の調査報告書が添付書面となる場合に限り、現物出資の履行完了の事実も登記官の審査の対象となります。検査役の調査報告書を添付するため、この事実が判明しない場合であっても、別途給付があったことを証する書面の添付が求められるわけではありません。)

次に、払込みがあったことを証する書面の添付がある答案が散見されました。これは金銭出資の履行を証明するためのものなので、本問のように現物出資のみの事案では不要となります。金銭出資を消極としつつ添付された方、金銭出資の方を積極としつつ2通添付された方は注意してください。

また、現物出資財産である、申請会社に対する金銭債権の記載がある会計帳簿の添付も目立ちました。これは、そのような金銭債権について定めた価額が負債の帳簿価額以下であるために検査役の調査を要しない場合に添付するものとされている書面です。たしかに本問の事案では検査役の調査を要しません。しかし、不要な理由として、現物出資財産について定めた価額の総額が500万円を超えないことという要件にも該当していましたから、会計帳簿の添付は不要になります。現物出資のある募集株式の事案では、検査役の調査が不要となる要件のうち、この①500万円以下という要件と②割り当てる株式の数が発行済株式の10分の1以下という要件についても、必ず該当していないかチェックしてみるようにしてください。①及び②の場合、申請書、他の添付書面及び登記記録から検査役の調査を要しないことが登記官に判明するので、特段の添付書面は要らないことになるのです。

ところで、本問は、募集事項の決定及び条件付き割当ての決定が、同一の機会に株主総会で適法に決議されていた事案でした。非公開会社なので募集事項の決定機関が株主総会であることは原則どおりですが、割当て決定機関は、取締役会設置会社か否かで異なることに注意を要します。募集株式が譲渡制限株式会社である場合、取締役会設置会社では、取締役会の決議で割当ての決定を行うべきであり、このことは、公開・非公開を問いません。本問では、非公開かつ非取締役会設置会社だったため、株主総会の決議による割当ての決定は適法と判断することができたのです。

## 2 株式の消却等

株式の消却の可否自体及びこれによる変更の登記の申請は良く出来ていました。一定数の取得請求権付株式の取得を条件として、未保有の株式の消却を決定した事案であり、このような形の株式の消却は、問題なくすることができるものと解されています。気になったのは、登記の事由や登記すべき事項に「取得請求権付株式の取得」等の記載がある解答が散見されたことです。取得請求権付株式等の自己の株式の取得は、その対価が当該会社の発行する株式又は新株予約権である場合に限り、登記の事由を生じます。対価が金銭だった本問の事案では、そのような記載は要りません。他方、消却の条件の成就に関して、取得請求があったことを証する書面の添付は必要であることも押さえておいてください。

### 3 種類株主総会議事録添付の要否

種類株式発行会社である本問の申請会社にあつて、募集株式が譲渡制限株式であつたこと、株式譲渡制限に関する規定の変更（株式の内容の変更）がある種類の株主に損害を及ぼすおそれがあることから、種類株主総会の決議及び種類株主総会議事録の添付の要否が一応問題になる事案でした。そのため、種類株主総会議事録の添付がある答案が多数ありました。しかし、優先株式及び取得請求権付株式を有する株主に損害を及ぼすおそれがあるものの、これらはいずれも未発行であり、「当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合」に該当する事案なので、種類株主総会議事録の添付は一切不要でした。

## 第2 役員区に関する登記

### 1 監査役設置会社の定めの設定及び監査役の変更

監査役の就任による変更の登記を申請することができないため、監査役設置会社の定めの設定の登記も申請することができない事案でした。注意したいのは、これは初めて監査役設置会社の定めの設定の登記をすることの可否についての問題にすぎないともいえることです。後日、監査役の就任登記ができるときは、併せて監査役設置会社の定めの設定の登記もすることができます。ちなみに、これらの登記がされた後、唯一の監査役が権利義務を承継しない形で退任した（たとえば、死亡した）場合、監査役設置会社の定めの設定の登記を申請せずに、監査役退任の登記を申請することもできます。

### 2 各自代表

取締役の就任又は重任及び代表取締役の資格喪失退任とともに、各自代表の原則に復帰することとなる定款の変更がされている事案でした。このような事案で、一律に全ての取締役について、代表権付与を原因とする代表取締役の登記をしてしまうミスが例年目立ちます。今回も少なからぬ答案で、そのような解答がされていることが見受けられました。しかし、「代表権付与」を原因として代表取締役の登記をすべきなのは、互選規定廃止の定款の変更がされた定時株主総会の終結時に退任せず、従つて、取締役として選任され、就任承諾をするといったこともない取締役戊野五郎だけでした。このような事案では、非取締役会設置会社で各自代表制をとる場合、取締役として選任された者は、当然に代表権を有するものとして選任されていることを意識するとよいでしょう。取締役として就任の登記をする者については、代表取締役としても「就任」とします。取締役として重任の登記をする者については、従前代表取締役として登記されていたなら、代表取締役としても「重任」とし、そうでなければ、代表取締役としては「就任」とすることになります。

また、代表取締役の登記を一切やめてしまっている答案も少数ですが見受けられました。各自代表制をとる特例有限会社では、代表取締役の登記が存しないこととなりますが、これと混同しないようにしてください。通常の株式会社において取締役の全員が代

表権を有する場合、全ての取締役が代表取締役として登記されることになります。

### 3 補欠取締役の任期

平成 26 年 6 月に補欠取締役として選任され、平成 27 年 9 月に就任した取締役丁野四郎が 1 期前の定時株主総会の開催日である平成 28 年 6 月 26 日に任期満了退任し、権利義務取締役となっている事案でした。このことを見落として、平成 27 年 6 月に選任された取締役甲野一郎及び乙野次郎と同じ、平成 29 年 6 月 28 日に任期満了すると判断したと考えられる解答が目立ちました。そう判断した結果は、丁野四郎について退任の登記及び就任の登記をするのではなく、重任の登記をすることになってしまいます。補欠取締役として選任された日が、任期計算の初日になる（いまだ就任しない間でも、計算上、期間は進行している）ことに要注意です。なお、1 期前の定時株主総会の日付で既に任期満了退任した取締役が権利義務取締役となっていて、その登記が残存しているという事案は、近年の本試験でも出題されていきました（平成 27 年度午後部の第 37 問における取締役 A 及び B を参照）。問題文の時系列の中で直近の定時株主総会の日付が、役員の任期満了退任の日になるとは限らないので、予断をもたずに検討するようにしてください。

### 4 添付書類

株主総会議事録の通数が少ない答案が散見されました。上記 3 で述べた取締役丁野四郎の退任を証する書面として、最低でも、その任期満了退任に係る定時株主総会の議事録の添付は必要でした。

印鑑証明書や本人確認証明書の添付がされている答案が目立ちましたが、いずれも 1 通も要らない事案でした。まず、取締役の就任による変更の登記における就任承諾書については、全員が「再任」に当たるため、印鑑証明書及び本人確認証明書のいずれも添付を要しません。「再任」に当たることは「重任」を原因とする者に限らず、上記 3 で述べた退任・就任の登記をする丁野四郎についても同じです。次に、各自代表なので、取締役を選任した株主総会の議事録について、代表取締役の選定に関する書面に押した印鑑に関する商業登記規則 61 条 6 項の適用が問題になるところ、変更前の代表取締役による登記所届出印の押印があるため、これもまた不要でした。